

平成31年度 介護福祉士修学資金貸付事業 第三次募集要項

1 目的

この事業は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）に平成30年度に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保、並びに定着に資することを目的とします。

2 応募資格

次の要件を全て満たしている方です。

- (1) 三重県内に住民登録をしている方で、県内の養成施設を卒業し、資格取得後介護福祉士となり、三重県知事が指定する県内の福祉事業所・施設等で介護職員等の業務（以下「指定業務」という。）に従事しようとする方。
- (2) 家庭の経済状況等から介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付が必要と認められる方。
- (3) 養成施設を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士の資格取得に向けて向学心があると認められる方。

3 募集人員

10名程度（第三次募集分）

4 募集期間

平成31年4月22日（月）～5月22日（水）（6月上旬に審査 → 貸付決定）

5 貸付条件

(1) 貸付期間

平成31年4月から養成施設を卒業するまでの期間（原則として入学してから2年間を限度とします。）

(2) 貸付限度額

- ①修学資金 月額50,000円以内
- ②入学準備金 初回貸付時に限り200,000円以内
- ③就職準備金 最終の貸付時に限り200,000円以内
- ④国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
- ⑤生活費加算 一月当たり、申請時における当該年度の4月1日時点での年齢及び居住地に応

じて「社会福祉法人三重県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」の別表1が定める額。

(3) 貸付方法

修学資金は、四半期ごとに貸付するものとします。ただし、三重県社会福祉協議会会長が特別な事情があると認める場合は、この限りではありません。

(4) 貸付利子

無利子

ただし、正当な理由なく決められた期間までに返還が済んでいない場合は、その残額に対して、年5%の延滞利子がかかります。

6 連帯保証人

(1) 修学資金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人1名（県内に住所があり、独立の生計を営み、一定の資力のある方）を立てなければなりません。

(2) 修学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合には、連帯保証人は法定代理人（父母等）でなければなりません。なお、法定代理人である親権者に経済的な補償能力がないと判断される場合は、法定代理人に加え別途保証人を立てることが必要になります。

(3) 外国籍の方で、(1)による保証人が立てられない場合は、事業所の雇用主や役員、事業所自体もしくは保証会社等が連帯保証人になることも認めますが、その場合は、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような条件を付すことはできません。

7 修学資金の返還

修学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合等（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、修学資金を返還することとなります。

(1) 貸付が取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は指定業務に従事しなかったとき。

(3) 指定業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

8 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、その間の返還を猶予します。

(1) 指定業務に従事しているとき。

(2) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

- (3) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。(産前・産後休暇や育児休業の期間中も返還を猶予することができます。)

9 返還の免除

- (1) 修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全額を免除します。
- ①養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、指定業務に従事し、引き続いて5年間これらの業務に従事したとき。(ただし、産前・産後休暇や育児休業の期間は業務従事期間には算入しません。)
 - ②指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全額又は一部を免除します。
- ①死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還額の全額又は一部を免除します。
 - ②三重県内において修学資金の貸付けを受けた期間以上5年未満の間、三重県内の福祉事業所・施設等で介護福祉士の業務に従事したとき、返還額の一部を免除します。

10 借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、次の書類を13申請書類の提出先まで提出してください。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書(第1号様式)
- (2) 推薦書(第4号様式)
- (3) 誓約書(第5号様式)
- (4) 国家試験対策費用の加算を申請する者は国家試験受験誓約書(第6号様式)
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書(第7号様式)
- (6) 進学又は在学を証明する書類(合格通知書・在学証明書などの養成施設の長が発行する証明書等)
- (7) マイナンバー以外のすべての項目が記載された世帯全員の住民票
- (8) 直近の学業成績書
- (9) 世帯の所得等に関する調書(別添所定様式)
- (10) 市町村が発行した申請者またはその生計を支える者の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得・課税証明書、確定申告書等)
- (11) 生活費加算を希望する場合は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書または生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることが確認できる書類
- (12) その他会長が定める必要とする書類等

1 1 貸付の内定、決定及び資金交付

(1) 第一次募集における貸付の可否については、貸付が内定又は決定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。

この場合の貸付可否は、審査委員会での意見を受けて決定することとなっています。

(2) 貸付が内定した方は、養成施設への入学後、在学証明書の提出を受けて貸付決定とします。

(3) 貸付決定を受けた方には、借用書の提出後、初回分（4月～6月分の修学資金、入学準備金及び初年度の国家試験受験対策費用）を送金します。

1 2 その他

(1) 生活保護世帯の方で貸付を希望する場合は、住所地の区市町福祉事務所にご相談ください。

(2) 他の貸付け事業（生活福祉資金等）とは併用できませんが、その他の奨学金等については、就学のためにやむを得ない場合は併用が可能です。

1 3 申請書類の提出先

進学を希望する次のいずれかの介護福祉士養成施設へ提出してください。

- ・ 四日市福祉専門学校（介護福祉学科） [四日市市山田町 5491]
- ・ 専門学校ユマニテク医療福祉大学校（介護福祉学科） [四日市市塩浜本町 2-34]
- ・ 鈴鹿オフィスワーク医療福祉専門学校（介護福祉科） [鈴鹿市住吉 2丁目 24-9]
- ・ 三重介護福祉専門学校（介護福祉士科） [津市大谷町 240]
- ・ 高田短期大学（キャリア育成学科介護福祉士コース） [津市一身田町豊野 195]

1 4 問合せ先

〒514-8552 津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館 2階
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
生活福祉資金センター（介護福祉士修学資金担当）
TEL 059-226-1118（直通） FAX 059-227-8155